

平成30年12月14日

亀岡市議会議長 湊 泰孝 様

発議者 議会運営委員長 福井 英昭

亀岡市議会政務活動費の交付に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項の規定により提出します。

議第3号議案

亀岡市議会政務活動費の交付に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

亀岡市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年亀岡市条例第2号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

亀岡市議会政務活動費の交付に関する条例
の一部を改正する条例

亀岡市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年亀岡市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「向上」を「増進」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。